

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

○国土調査の成果の認証	(地域復興支援課)	一
○有害図書類の指定	(共同参画社会推進課)	一
○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	二
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	四
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	四
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(農林水産経営支援課)	四
○農用地利用配分計画の認可の申請	(農業振興課)	五
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	五
○保安林の指定の解除の予定	(同)	五
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	五
○土地区画整理事業の事業計画変更の認可	(都市計画課)	七
○宮城県柴田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(教育庁高校教育課)	七
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	八
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正	(選挙管理委員会)	八
○不在者投票を管理すべき施設の指定等について		八

ページ

## 告 示

- 政治団体の届出
- 政治団体の届出事項の異動届
- 政治団体の解散届
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分)
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分)
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)

一〇九九九八

○宮城県告示第五百七十二号  
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十九年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

気仙沼市

二 調査を行った時期

平成二十七年年度から平成二十八年度まで

三 成果の名称

気仙沼市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

気仙沼市本吉町狼の巣の一部

五 認証年月日

平成二十九年六月九日

○宮城県告示第五百七十三号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十九年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所

一	雑誌	エキサイティングマックス! 2017 7月号	(株)ぶんか社
二	雑誌	0209117 封印映像激淫ハプニング大流出スペシャル 63807130	(株)コスミック出版
三	雑誌	エキサイティングマックス! Special Vol. 110 0209216	(株)ぶんか社
四	書籍	医学と科学の常識を超えた戦慄の人体実験100 ISBN9781418653710841	(株)鉄人社
五	書籍	死ぬほど怖いトラウマ アニメ・マンガ最凶編 ISBN9781418653710831	(株)鉄人社
六	雑誌	裏モノJAPAN 7月号 01805107	(株)鉄人社
七	雑誌	裏モノJAPAN 6月号別冊 01806106	(株)鉄人社
八	書籍	映画になった戦慄の実話100	(株)鉄人社

ISBN9781418653710751  
1

二 指定理由

図書類の内容が一から三の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、四と五の図書類にあつては甚だしく残忍性を有し、六と七の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し及び著しく犯罪を誘発し、八の図書類にあつては甚だしく残忍性を有し及び著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第五百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十九年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問看護

事業所の名称	宮城島クリニック	事業所の所在地	栗原市一迫真坂字清水山王前六一五	申請者の名称	医療法人社団水天会宮城島クリニック	申請者の所在地	栗原市一迫真坂字清水山王前六一五	指定年月日	平成二十九年二月一日
--------	----------	---------	------------------	--------	-------------------	---------	------------------	-------	------------

二 居宅療養管理指導

事業所の名称	リフレ薬局上桜本店	事業所の所在地	富谷市上桜木二丁目三番一―二	申請者の名称	株式会社メデイカルコスモ	申請者の所在地	仙台市青葉区立町一番二十三号	指定年月日	平成二十九年四月一日
事業所の名称	宮城調剤薬局浜吉田駅前店	事業所の所在地	巨理郡巨理町吉田字大谷地七十二―七百三十七	申請者の名称	株式会社宮城調剤薬局	申請者の所在地	仙台市太白区長町二丁目五―六アイビル一階	指定年月日	平成二十九年六月一日
事業所の名称	宮城島クリニック	事業所の所在地	栗原市一迫真坂字清水山王前六一五	申請者の名称	医療法人社団水天会宮城島クリニック	申請者の所在地	栗原市一迫真坂字清水山王前六一五	指定年月日	平成二十九年二月一日
事業所の名称	にこにこ堂調剤薬局	事業所の所在地	気仙沼市田中前四丁目四番五	申請者の名称	有限会社しらはた	申請者の所在地	気仙沼市田中前四丁目四番五	指定年月日	平成二十九年三月一日

三 認知症対応型共同生活介護

○宮城県告示第五百七十五号

事業所の名称 大和町高齢者グループホームすずらん	事業所の所在地 黒川郡大和町吉岡字館下五十二番地の一	申請者の名称 社会福祉法人永楽会	申請者の所在地 黒川郡大衡村大瓜字長町七十七番地の三	指定年月日 平成二十九年二月十一日
-----------------------------	-------------------------------	---------------------	-------------------------------	----------------------

四 居宅介護支援

事業所の名称 ケアプランセンター彩の里	事業所の所在地 栗原市栗駒嶺崎嶺崎二十九番二	申請者の名称 彩の里株式会社	申請者の所在地 栗原市栗駒嶺崎嶺崎二十九番二	指定年月日 平成二十九年三月二十四日
------------------------	---------------------------	-------------------	---------------------------	-----------------------

五 介護予防訪問看護

事業所の名称 公益社団法人宮城県看護協会 た訪問看護ステーション 宮城県クリニック	事業所の所在地 遠田郡美里町駅東一丁目二番一 栗原市一迫真坂字清水山王前六一五	申請者の名称 公益社団法人宮城県看護協会 医療法人社団水天会宮城島クリニック	申請者の所在地 仙台市青葉区八幡二丁目十番十九号 栗原市一迫真坂字清水山王前六一五	指定年月日 平成二十九年二月二十二日 平成二十九年二月一日
--	---	--	---	-------------------------------------

六 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称 リフレ薬局上桜木店	事業所の所在地 富谷市上桜木二丁目三番一―二	申請者の名称 株式会社メデイカルコスモ	申請者の所在地 仙台市青葉区立町一番二十三号	指定年月日 平成二十九年四月一日
宮城調剤薬局浜吉田駅前店	巨理郡巨理町吉田字大谷地七十二―七百三十七	株式会社宮城調剤薬局	仙台市太白区長町一丁目五―六アイビル一階	平成二十九年六月一日
宮城島クリニック	栗原市一迫真坂字清水山王前六一五	医療法人社団水天会宮城島クリニック	栗原市一迫真坂字清水山王前六一五	平成二十九年二月一日
にこにこ堂調剤薬局	気仙沼市田中前四丁目四番五	有限会社しらはた	気仙沼市田中前四丁目四番五	平成二十九年三月一日

七 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称 大和町高齢者グループホームすずらん	事業所の所在地 黒川郡大和町吉岡字館下五十二番地の一	申請者の名称 社会福祉法人永楽会	申請者の所在地 黒川郡大衡村大瓜字長町七十七番地の三	指定年月日 平成二十九年二月十一日
-----------------------------	-------------------------------	---------------------	-------------------------------	----------------------

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十九年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	ヘルパーステーション（こさいむ） ら城南	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
旧	ここみヘルパーステーション城南	多賀城市城南二丁目十五番十七号	株式会社ここみケア	仙台市青葉区中央二丁目九番二十七号	平成二十七年四月一日	

○宮城県告示第五百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十九年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二二七〇〇四二九	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
		わ・は・わ味明 黒川郡大郷町味明字 原下三十四	就労移行支援	社会福祉法人 みんなの輪	平成二十九年 六月三十日

○宮城県告示第五百七十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	平成二十九年 八月一日	実施区域	柴田町 船岡	検査受付時間	午前十時から 午後二時三十分まで	実施の場所	船岡体育館
-------	----------------	------	--------	--------	---------------------	-------	-------

○宮城県告示第五百七十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十九年 八月二日	柴田町	槻木	午前十時から 午後二時三十分まで	槻木生涯学習センター
平成二十九年 八月九日	村田町	全	午前十時から 午後二時三十分まで	村田町中央公民館

加入区の名	宮城県第八十四加入区	区域	平成十九年宮城県告示第三百八十八号（漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の寄磯地区のうち寄磯	同意成立の届出年月日	平成二十九年六月八日	発起人の住所及び氏名	石巻市寄磯浜前浜七十六一 遠藤 仁 石巻市寄磯浜清水一 渡邊 喜廣	養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十九号）第十八条の四に規定するはたて貝養殖業	区域内特定養殖業者数	九人
-------	------------	----	---	------------	------------	------------	--	--------	---	------------	----

一の区域

○宮城県告示第五百七十九号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十九年六月十六日から平成二十九年六月三十日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十九年六月七日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒沼倉耕英中一四一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町唯越二五の一、二五の四、二五の六、二六の一、二六の四、二七の一から二七の三まで、二七の五、二八の一、二八の三、二八の四、二八の七、三二の一から三二の三まで、三三の一、三三の二、三三の三、三三の五、三三の六、四〇の四

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第五百八十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十九年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 起業者の名称 利府町

二 事業の種類 利府町文化複合施設整備事業及びこれに伴う附帯事業

三 起業地

1 取用の部分 宮城郡利府町森郷字新椎の木前及び字新太子堂地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

1 第一号要件 利府町文化複合施設整備事業及びこれに伴う附帯事業（以下「本件事業」という。）のうち、利府町文化複合施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共

団体（利府町）が設置する緑地、広場その他公共の用に供する施設に関する事業で

あり、法第三条第三十二号に該当する。また、本事業の施行に伴い附帯工事として行う防災調整池設置工事は、本事業のため欠くことができない事業であり、同条第三十五号に該当する。

2 第二号要件 本事業の起業者である利府町は、地方公共団体であり、本事業に係る予算措置も講じられていることから、本事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断される。

したがって、本事業は、法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

3 第三号要件

(一) 本事業の施行により得られる公共の利益について

利府町においては、文化複合施設の整備を平成二十三年四月に策定した第五次利府町総合計画（以下「総合計画」という。）に位置付け、「個性ある文化を発信するまち」の実現に向け、施設整備と利用の促進を図ることとしている。また、平成十八年三月に策定した利府町図書館基本計画（以下「図書館基本計画」という。）や平成二十二年八月に策定した利府町文化芸術振興基本方針にも施設の整備が位置付けられている。さらに、平成二十五年五月に策定した文化複合施設基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）において施設の機能構成や整備方針を定め、平成二十六年九月に策定した利府町文化複合施設整備計画（以下「整備計画」という。）において、施設の整備地等をより詳細に検討の上、計画している。

現在、利府町の文化・芸術活動は、十符の里プラザ（公民館・図書館・生涯学習センター・郷土資料館の機能を有する施設）を拠点に行われている。しかし、一部施設（公民館及び生涯学習センター）については利用率が高く、住民に十分な利用機会を提供できない状況であり、施設の拡充が求められてきた。また、町内には他に収容力の高い文化ホールが存在せず、近隣の地方公共団体の施設を借りている状況である。図書館については、スペースが手狭であることから住民のニーズに応えられておらず、蔵書の半数程度が開架できないこと及び閲覧席が少ないことなどから利用者に不便が生じている状況である。

このような状況にある中、本事業の施行により、現施設が抱えていた施設の狭隘化、老朽化等の解消が可能となる。さらには複合施設のメリットを活かした多様な交流の喚起、施設の相互利用による新たな活用方法の発信、提供等の展開が可能となるなど基本構想・基本計画に掲げる「町民の豊かなライフスタイルの実現を支援する『生涯学習』、『文化・芸術活動』及び『交流』の拠点」として、総合計画における「個性ある文化を発信するまち」の実現に寄与することとなる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 本事業の施行により失われる利益について

本事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）に規定する環境影響評価が義務付けられた事業には該当していない。

しかし、本事業の施行による大気質、騒音・振動への影響及び保存すべき動植物への影響を把握するため、起業者において平成二十八年度春季及び夏季の二期を対象に任意の環境調査を実施し、環境に与える影響について予測評価を行った。

大気質への影響及び騒音・振動への影響については、周辺道路計画の路線位置及び基本構造の検討段階から、良好な生活環境の保持のため、可能な限り市街地・集落等の通過を避けることとしているため、環境への影響の程度は小さいと予測される。その上で、特に騒音・振動に対しては、イベント時など特定の時間帯に車両が集中する可能性があることを踏まえ、イベント企画者への要請により交通誘導員の配置、渋滞予告看板の設置等の軽減措置を講ずることとしている。

動植物への影響については、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく、保護のために特別の措置を講ずべき動植物は見受けられなかったものの、環境省レッドリスト又は宮城県レッドリストに掲載された種（以下「注目すべき種」という。）のうち動物について四種が確認された。起業地内及び起業地周辺で確認された注目すべき種は、トウキョウダルマガエル、ドジョウ、ミナメダカ及びマルタニシの四種である。起業地内のほぼ全域が改変されることから、現況の耕作地、水路等を生息環境としているほとんどの動物は影響を受け、これら四種についても個体数の減少等が考えられる。しかしながら、起業地内の環境（水路、水田及び畦）は起業地周辺においても同様に広がっていることから、周辺地域への逃避のための措置、造成工事の段階的施工、建築機械・工用車両の運用上の配慮及び濁水の発生防止等の環境保全措置を検討し、起業地外への動物の自主的な移動を促すなどの対策を講ずること、注目すべき種の保全に可能な限り配慮する計画としている。起業者としては、これらの環境保全措置を可能な限り実施していくことにより、動物の生息環境及び周辺地域に与える影響の回避又は低減に努めることとしている。

なお、本件起業地内には、文化財保護法に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。したがって、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性について

起業者は、本件事業について、施設規模、既存施設である十符の里プラザへの近接性及び中心部活性化に対する効果の視点を考慮し、代表的な三箇所の候補地を選定の上、それぞれの候補地における事業計画について土地利用規制等の有無、利便性及びインフラ等の整備状況等の社会的条件、敷地の形状及び地盤の状況等の技術的条件、事業費の観点からの経済的条件並びにその他土地利用に与える影響（支障物件等）の大小等の観点で比較検討を行い、申請案を選定していることから、その選定は適切なものと認められる。

文化複合施設の規模・構造については、基本構想・基本計画において施設の構成とおおよその規模を検討の上、整備計画において施設の面積構成を整理している。

公民館については、現在の利用状況や今後の利用見込みをもとに、必要な設備及びその面積を算出している。また、現在は利府町総合体育館の目的外利用により生涯学習事業を開催せざるを得ない状況にあり当該事業の開催が可能な面積を計画している。

図書館については、図書館基本計画において設定した「目標とするサービス水準」を踏まえ、総合計画における「将来人口フレーム」に基づき、開架図書及び閉架図書を収蔵できる規模として計画している。

文化ホールについては、近隣の地方公共団体の文化ホールの席数を考慮の上、現在近隣の地方公共団体の文化ホールを利用している町内の複数の中学校の合唱コンクールの開催が可能な席数として計画している。

郷土資料館については、未展示資料や町内各所に分散保管を余儀なくされている資料を展示又は一括管理できるよう、既存施設の面積を基本とし、その他展示コーナー等を設置するために必要な面積として計画している。

駐車場については、「駐車場設計・施行指針について」（平成四年六月十日付け道企発第四十号建設省道路局企画課長通知）に示されている駐車区画寸法及び施設利用者数見込み等をもとにした台数に基づき必要な面積として計画している。

本体事業の施行に伴い必要となる防災調整池については、宮城県の防災調整池設置指導要綱（平成四年宮城県告示第四百三十四号）による必要な機能を満たすための必要な面積として計画している。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

（四） 比較衡量について

（一）で述べた得られる公共の利益と（二）で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるところに、（三）で述べたとおり、本件事業の事業計画が土地の適かつ合理的な利用に寄与するものと判断されること

から、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

（一） 本件事業を早期に施行する必要性について

既存施設である十符の里プラザ全体の問題点として、バリアフリー化が進んでおらず利用者が制限されることがある。また、十分な駐車台数が確保されていないことから、日常的に満車状態となっており、特にイベント時には通路にも駐車せざるを得ない状況であり、交通安全上も危険である。さらに、既存施設の利用団体へのアンケート調査結果からも住民のニーズに配慮することのできる施設整備の要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いと認められる。

（二） 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると判断されるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

利府町役場（文化複合施設推進室内）

○宮城県告示第五百八十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更について認可した。

平成二十九年六月十六日

一 事業の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 事務所の所在地

名取市手倉田字諏訪六六九番地の一

三 施行認可の年月日

平成二十八年七月四日

四 変更認可の年月日

平成二十九年六月十二日

○宮城県告示第五百八十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県柴田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十九年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十九年六月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉二丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三 みやぎ仙南農業協同組合

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年六月十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

地域の名称  
東松島市あおい一丁目百五十七番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
東松島市矢本字南浦十二番地一

阿部 貢

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第七十三号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

仙台市岩切保育所の項を削り、宮城野市営住宅集会所の項の次に次のように加える。

鶴ヶ谷第三市営住宅集会所

同 市宮城野区鶴ヶ谷八丁目一九番

仙台市若林保育所の項を削り、中倉市営住宅集会所の項の次に次のように加える。

卸町市営住宅集会所

同 市若林区卸町三丁目一番二号

荒井南市営住宅集会所

同 市若林区荒井南三〇番地の一

六郷市営住宅集会所

同 市若林区六郷一四番

あすと長町第三市営住宅集会所の項の次に次のように加える。

茂庭台第二市営住宅集会所

同 市太白区茂庭台一丁目四番一

大崎市鹿島台鈴掛集会所及び大崎市池月コミュニティセンターの項を削り、大崎市田尻木戸農村総合管理施設の項の次に次のように加える。

鹿島台姥ヶ沢集会所

同 市鹿島台木間塚字姥ヶ沢六九番地

○宮選管告示第七十四号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一財団法人宮城厚生協会長町病院の項中「財団法人宮城厚生協会長町病院」を「公益財団法人宮城厚生協会長町病院」に、財団法人宮城厚成人病予防協会附属仙台循環器病センターの項中「財団法人宮城厚成人病予防協会附属仙台循環器病センター」を「一般財団法人宮城県成人病予防協会附属仙台循環器病センター」に、「同 市泉区本田町二番一号」を「同 市泉区泉中央一丁目六番一

二号」に改める。

附 則

この告示は、平成二十九年六月十六日から施行する。

○宮選管告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十九年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐々木春樹後援会	佐々木 繁	佐々木千鶴	黒川郡大衡村大衡字五反田二二一	平成二十九年五月八日
高橋しゅうや後援会	阿部 秀保	佐々木俊一	東松島市野蒜字大茂倉六八一	平成二十九年五月八日
ふるさとあつたかね ットワーク	千葉 正次	千葉 正次	仙台市宮城野区自由ヶ丘一三一	平成二十九年五月十二日
○宮選管告示第七十六号				
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。				
平成二十九年六月十六日				
宮城県選挙管理委員会				
委員 長 伊 東 則 夫				
（一）政党の支部				
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧
自由民主党矢本支部	山田 達夫	主たる事務所の所在地	東松島市矢本下浦二七三一二	東松島市赤井字川前二二〇四一三
		代表者の氏名	山田 達夫	渥美 巖
自由民主党津山支部	熊谷 伸宏	主たる事務所の所在地	登米市津山町横山字伊貝二二一	登米市津山町横山字上の山三八一
		代表者の氏名	熊谷 伸宏	熊谷 盛廣
（二）その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）				
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧
愛知治郎後援会	愛知 治郎	会計責任者の氏名	須田 浩司	庄子 雅大
伊藤ゆうた後援会	伊藤 優太	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区宮町三一八―三八	仙台市青葉区上杉一―三一―二二
		会計責任者の氏名	伊藤 伽羅	伊藤多鶴子
梅原かつひこ後援会	安曇 祥二	主たる事務所の所在地	仙台市若林区蒲	仙台市宮城野区

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
活力仙台	安曇 祥二	安曇 祥二	仙台市若林区蒲町三八―一四	仙台市宮城野区日の出町二―五
きむら清一後援会	片倉 勇規	東松島市矢本字鳥子三〇	一本杉一九六一	平成二十九年五月一日
仙台・22世紀未来フォーラム	安曇 祥二	政治団体の名称	仙台・22世紀未来フォーラム	活力仙台
高橋義雄後援会	菅原 高雄	主たる事務所の所在地	栗原市若柳有賀字峯一〇四	栗原市若柳有賀字寺前一
宮城県柔道整復師連盟	櫻田 裕	会計責任者の氏名	工藤 健人	日時 誠
山岸三男後援会	佐藤 剛一	代表者の氏名	佐藤 剛一	佐野 則雄
		会計責任者の氏名	森 義親	田村 晃一
○宮選管告示第七十七号				
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。				
平成二十九年六月十六日				
宮城県選挙管理委員会				
委員 長 伊 東 則 夫				
（一）その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）				
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日		
梅原かつひこ後援会	安曇 祥二	平成二十九年五月二十日		
きよ子の会	土田 真澄	平成二十九年五月二十二日		
佐々木春樹後援会	佐々木 繁	平成二十九年三月三十一日		
税理士による橋本きよひと後援会	高橋 要	平成二十九年四月二十七日		
三浦邦夫後援会	佐々木弘俊	平成二十九年五月五日		
○宮選管告示第七十八号				
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平				

成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

梅原かつひこ後援会

報告年月日 29. 3. 24 (29. 5. 20解散)

1 収入総額

263

前年繰越額

263

2 支出総額

0

きよ子の会

報告年月日 29. 3. 24 (29. 5. 22解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

佐々木春樹後援会

報告年月日 29. 5. 8 (29. 3. 31解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮城県告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

梅原かつひこ後援会

報告年月日 29. 3. 24 (29. 5. 20解散)

1 収入総額 263

前年繰越額 263

2 支出総額 0

きよ子の会

報告年月日 29. 3. 24 (29. 5. 22解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

佐々木春樹後援会

報告年月日 29. 5. 8 (29. 3. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

税理士による橋本きよひと後援会

報告年月日 29. 3. 27 (29. 4. 27解散)

1 収入総額 188,128

前年繰越額 188,110

本年収入額 18

2 支出総額 0

3 本年収入の内訳

その他の収入 18

一件十万円未満のもの 18

三浦邦夫後援会

報告年月日 29. 5. 2 (29. 5. 5解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮城県告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年六月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)		
(その他の政治団体)		
梅原かつひこ後援会		
報告年月日	29. 5. 23 (29. 5. 20解散)	
1 収入総額		300
前年繰越額		263
本年収入額		37
2 支出総額		300
3 本年収入の内訳		
寄附		37
個人分		37
4 支出の内訳		
政治活動費		300
寄附・交付金		300
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間五万円以下のもの		37
きよ子の会		
報告年月日	29. 5. 22 (29. 5. 22解散)	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
佐々木春樹後援会		
報告年月日	29. 5. 8 (29. 3. 31解散)	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
税理士による橋本きよひと後援会		
報告年月日	29. 5. 16 (29. 4. 27解散)	
1 収入総額		188,128
前年繰越額		188,128
2 支出総額		188,128
3 支出の内訳		
政治活動費		
組織活動費		
寄附・交付金		
三浦邦夫後援会		
報告年月日	29. 5. 11 (29. 5. 5解散)	
1 収入総額		0
2 支出総額		0
188,128		
55,000		
133,128		